平成２６年（フ）第１６５号
山口県下関市勝谷新町３丁目10番35号
債務者　濵﨑　翔太
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
徳島県阿波市吉野町西条字庄境42番地１
債務者　稲岡　和仁
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
福岡県久留米市櫛原町85番地２　パジオン櫛原306号
債務者　朝倉　義清
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２４号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目26番35―309号
債務者　麻生　愛理（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１号
大分市大字羽田418番地の６　アレジー24―101
債務者　山本　政典
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝825番地　中勝団地83―１　101号
債務者　窪田真一郎
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝825番地　中勝団地83―１　101号
債務者　窪田　美香
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第９４号
鹿児島県姶良市加治木町木田1171番地18
債務者　伊敷　陽一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５号
北海道苫小牧市矢代町１丁目１番６号　リリーコート108号
債務者　谷本　　優
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２号
福島県白河市関川窪85番地　市営４―202号
債務者　岸波　久子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
三重県桑名市新西方３丁目81番地
債務者　杉山　友子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
三重県四日市市笹川６丁目29番地１　公団17―201
債務者　下小薗重人
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１号
三重県桑名市大字矢田810番地
債務者　中村　睦子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
三重県四日市市久保田１丁目２番23号　パークハイツ久保田202
債務者　下地　千穂（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町382番地　美光レジデンス２―Ｂ
債務者　味処ぎをん眞太朗こと　森　　恭子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
京都市伏見区向島津田町102番地　第２長栄マンション305
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
京都市上京区今出川通六軒町西入西上善寺町199番地
債務者　田中　幸男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
奈良県天理市乙木町577番地１　乙木ハイツＡ101
債務者　森本　清子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
奈良地方裁判所